

八尾市立認定こども園条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第5条 略	第1条～第5条 略 <u>(乳児等通園支援)</u> 第6条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項の乳児又は幼児及びその保護者に対し、<u>乳児等通園支援（同項に規定する乳児等通園支援事業として行う当該乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。）</u>をすることができる。 2 前項の規定により乳児等通園支援を利用する乳児又は幼児の保護者は、1時間当たり300円を限度として規則で定める額の利用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを軽減することができる。
第6条 略	第7条 略